

利益相反(COI)の開示について

申告すべきCOIが「ある」の場合には、演題登録の際に、「筆頭発表者のCOI 申告書」をご記入の上、【G&B 演題 endai@js-gb.com】までお送りください。なお、発表内容のCOI状態の有無について下記の申告基準をご参照ください。

学会員、非学会員の別を問わず、すべてのセッションのご発表時に開示が必要になります。口頭発表の場合には、発表スライドの1枚目または2枚目（タイトルスライドの前または後）にCOIスライドを提示してください。発表時に口頭での説明は不要です。

自己申告が必要となる基準

抄録登録時の前年の1月～12月の筆頭発表者のCOI状態が、一つの企業・組織や団体から得ている利益が下記の場合。

1. 役員、顧問職報酬：年間100万円以上
2. 保有株式による利益（配当、売却益の総額）：100万円以上 あるいは当該全株式保有率：5%以上
3. 特許権使用料：年間100万円以上
4. 会議の出席（発表）に対する日当（講演料など）：年間合計50万円以上
5. 原稿料：年間合計50万円以上
6. 研究費（受託研究費、共同研究費など）：年間100万円以上
7. 奨学（奨励）寄付金：年間総額100万円以上（申告者個人または申告者が所属する部門（講座・分野）あるいは研究室の代表者に支払われた場合を含む）
8. 企業・組織や団体が提供する寄付講座に申告者らが所属している場合
9. その他、研究とは直接無関係な旅行、贈答品などの提供：年間総額5万円以上

ただし、6、7については、筆頭発表者個人か、筆頭発表者が所属する部門（講座、分野）あるいは研究室などへの研究成果の発表に関連し、開示すべきCOI関係にある企業や団体などから研究経費、奨学寄附金などの提供があった場合に申告する必要がある。